



市 からの 連絡 帳

届け出

住民基本台帳カード(住基カード)で 転出・転入手続きが簡単に

※外国人住民の方は平成25年7月8日(月)から対象になります。

◆住基カードを使った転出届

同一世帯で一緒に転出する方の中に住基カードを持っている方がいる場合、住基カードを使った転出ができます。

□届出期間 転出するおむね2週間前から転出後14日以内 ※郵送でも届け出可

場 市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)、ひばりヶ丘駅前出張所、柳橋出張所

□届出人 転出者本人または同一世帯の方 ※上記以外の方が申請する場合、代理人選任届(委任状)が必要。

持 本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証など)

◆住基カードを使った転入届

住基カードを使った転出届をした場合、住基カードを使った転入ができます。

□届出期間 転出届け出時に申し出た転出予定日から30日以内かつ、転入をした日から14日以内

場 市民課窓口(田無庁舎2階・保谷庁舎1階)、ひばりヶ丘駅前出張所

□届出人 転入者本人または西東京市で同一世帯の方

※上記以外の方が申請する場合、代理人選任届(委任状)が必要です。

持 住基カード(4桁の暗証番号)、本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証など)

※窓口に来る方により必要なものが異なります。事前にお問い合わせください。

◆市民課 田(☎042-460-9820)・保(☎042-438-4020)

住民基本台帳カード(住基カード)が 10年間継続利用できるようになります

7月9日(月)から改正住民基本台帳法が施行されたことに伴い、従来は転出により廃止されていた住基カードが、転入先でも継続して10年間利用できるようになりました。

継続利用を希望の方は、転入届け出時に住基カードをお持ちください。本人以外の同一世帯の方でも、継続利用を希望する世帯員の住基カードを持参し、4桁の暗証番号が分かれば手続きができます。

ただし、次のいずれかに該当する日以後は継続利用の手続きができません。

◇転出届け出時に申し出た転出予定日から30日を経過した日

◇転入届け出時に住基カードを持参せず、転入届をした日から90日を経過した日

※住基カードに電子証明書を登録している場合、電子証明書は継続利用の対象にはなりません。電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。ただし、転出・転居などの住所変更、氏名の変更などがあつた場合は、電子証明書は自動的に廃止になります。

◆市民課 田(☎042-460-9820)・保(☎042-438-4020)

福祉

介護保険料納入通知書を 送付します

65歳以上の方(第1号被保険者)の平成24年度介護保険料納入通知書を、7月17日(火)に発送します。介護が必要になったときに、安心して介護サービスを利用できるよう、保険料を期限内に必ず納付してください。

平成24年度から保険料が変更になりました。詳しくは同封のパンフレットをご参照ください。

納付書は、コンビニエンスストアでの納付およびページーによる納付が可能です。納入通知書は、シルバーパス購入の際の

所得確認書類として活用できる場合があるため、必要な方は保管しておいてください。

◆普通徴収の方は口座振替が便利

普通徴収の方には、口座振替依頼書を同封します。必要事項を記入し、押印のうえ、市指定の金融機関・郵便局(ゆうちょ銀行)でお申し込みください。なお郵便局(ゆうちょ銀行)で申し込む際は、預金通帳が必要です。

※市指定の金融機関・郵便局(ゆうちょ銀行)・指定コンビニエンスストアは、納付書の裏面に記載しています。

◆高齢者支援課 保(☎042-438-4031)

介護保険利用者負担軽減の 申請を受け付け

平成24年度から市の独自の制度として、所得の低い方を対象に介護保険利用者負担軽減制度を実施します。対象サービスは訪問看護で、自己負担額(1割)の25%が軽減されます。

負担の軽減を受けるためには市への申請が必要です。

対 次のすべてに該当する方

- ①世帯全員の住民税が非課税
- ②年間収入が単身世帯で150万円(世帯員が1人増すごとに50万円を加算)以下
- ③預貯金などの額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増すごとに100万円を加算した額)以下
- ④日常生活のために必要な資産以外の資産がない
- ⑤負担能力のある親族などに扶養されていない
- ⑥介護保険料を滞納していない[※]

□申請場所 高齢者支援課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター1階)

持 高齢者支援課で配布する書類(市HPからもダウンロード可)

- ①申請書
 - ②収入および預貯金申告書(預貯金通帳のコピーを添付)
 - ③資産および扶養の有無に関する申告書
- ◆高齢者支援課 保(☎042-438-4030)

認知症サポーター養成講座

時 7月30日(月)午後2時～3時30分

場 ふれあいセンター(北町1-3-14)

内 「認知症について」「認知症サポーター100万人キャラバンについて」「認知症の方を地域で支えるためには」

対 市内在住・在勤で、認知症サポーター養成講座を受講したことがない方

定 30人(※申込多数の場合は抽選)

申 往復はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、7月20日(金)(必着)までに、〒202-8555市役所高齢者支援課「認知症サポーター養成講座」担当へ。

◆高齢者支援課 保(☎042-438-4102)

子育て

子供医療費助成制度の申請

義務教育修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)のお子さんを対象に医療費助成を行っています。この制度を利用していない方は、申請してください。

□申請者 市内在住で健康保険に加入している、平成9年4月2日以降に生まれたお子さんの保護者 ※所得制限はなし。

□助成範囲 お子さんが保険診療を受けたときの自己負担金額の全部または一部

□助成期間 10月1日～平成25年9月30日(10月1日以降の申請の場合は申請日から、期間内に受給資格を失ったときはその前日)

◆申請方法

□申請場所 子育て支援課(田無庁舎1階)・市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)

持 ①お子さんの健康保険証の写し

②平成24年度課税証明書(所得額・控除額内訳・扶養人数が記載されたもの) ※平成24年1月2日以降に転入した方[※]

③印鑑 ※そのほかの書類が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

◆保険年金課 田(☎042-460-9823)

後 期 高 齢 者 医 療

後期高齢者医療保険料の 支払い

保険料の計算は、平成23年中(平成23年1～12月)の所得をもとに、平成24年度の保険料を計算し、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお送りします。

後期高齢者医療保険料の保険料率は、2年ごとに見直されます。平成24・25年度は、均等割額が4万100円(改定前3万7,800円)、所得割率が8.19%(改定前7.18%)となります。また保険料の賦課限度額は、平成24年度から55万円(改定前50万円)となり、前年と同じ所得であっても保険料額が変更になります(詳しくは市報4月15日号に掲載)。

◆前年度から引き続き年金天引きの方

平成24年度の決定した保険料額から仮徴収額(4・6・8月分)を差し引いた額を、10・12月・2月に年金から天引きします。

◆10月から年金天引きが開始の方

平成24年度の保険料額の2分の1相当額を納付書で納付していただき(7・8・9月の3期)、残りを10・12月・2月に年金から天引きします(詳しく

は、通知書の5ページをご覧ください)。

◆年金から天引きではない方

通知書に納付書を同封し、お送りします。7月～2月の8期に分けてお支払いいただけます。各納期限までにお近くの金融機関などで納付してください。

◆口座振替(自動払込)を希望する方

同封の「預金口座振替(自動払込)依頼書」を持って、金融機関などでお申し込みしてください。なお手続きに時間がかかりますので、「預金口座振替(自動払込)依頼書」の裏面の申し込み期限を確認のうえ、お申し込みください。

◆2月1日以降に後期高齢者医療制度に 加入した方および所得の更正をした方

平成23年度分または所得の更正した年度分の保険料として「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。納期限は7月31日(火)1回のみとなっていますので、平成24年度の保険料と併せて納付してください。 ※納付した保険料は、確定申告などで所得税や住民税を計算するときに、社会保険料として控除の対象となります。

後期高齢者医療限度額適用・ 標準負担額減額認定証の更新

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は7月31日で有効期限が切れます。現在認定証をお持ちの方で8月1日(水)から下記に該当する方には、7月下旬に郵送します。

対 後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割負担の方

- ①区分Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税の方
- ②区分Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税で、年金収入80万円以下(その他の所得がない)の方または老齢福祉年金受給者

別表 入院時食事および生活療養標準負担額

| 所得区分 | 負担区分 | 自己負担額(月額) | | 食事療養標準負担額 | 生活療養標準負担額 (療養病床に入院する場合) |
|-----------|------|--------------|-----------------|-----------|----------------------------|
| | | 外来 (個人ごと) | (外来+入院) 世帯ごと | | |
| 区分Ⅱ | 1割 | 8,000円 | 2万4,600円 | 90日までの入院 | 直近12カ月で90日を超える入院 1食210円 |
| | | | | 1食210円 | 1食160円 |
| 区分Ⅰ | 1割 | 8,000円 | 1万5,000円 | 1食100円 | 1食130円(居住費) 1日320円 |
| 老齢福祉年金受給者 | | | | 1食100円 | 1食100円 |

(0422)局番(新町の一部地域)からの電話の際は、市外局番(042)をつけておかけください。